



子どもを虐待から守るための5ヶ条

1. 「おかしい」と思ったら迷わず連絡(通告)を
2. 「しつけのつもり…」は言い訳。子どもの立場で判断
3. ひとりで抱え込まない。あなたにできることから行動を
4. 親の立場より子どもの立場。子どもの命が最優先
5. 虐待はあなたのまわりでも起こりうる



オレンジリボンには「子どもの虐待を防止する」というメッセージが込められています。

11月は児童虐待防止推進月間
『さしのべた その手が子どもの命綱』



☎ 0570・064・000

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 027・263・1100

(携帯電話から)

☎ 0120・783・884

こどもホットライン24

☎ 20・1010

中央児童相談所北部支所

☎ 26・2247 (直通)

▼連絡・通告先
役場健康福祉課福祉室

☎ 26・2247 (直通)

もを見つけたときや、ご自身が

児童相談所や役場健康福祉室に

連絡してください。

虐待を受けたと思われる子ども

※通告者の秘密は守られます。

を救うきっかけになります。

その家庭に対して適切な支援を

することが重要です。地域の住

民一人ひとりが子どもを虐待か

ら守るネットワークの一員で

す。あなたの一言が子どもと親

を救うきっかけになります。

児童虐待は、早期に発見し、

その家庭に対して適切な支援を

することが重要です。地域の住

民一人ひとりが子どもを虐待か

ら守るネットワークの一員で

す。あなたの一言が子どもと親

を救うきっかけになります。

女性の尊厳を目的として
女性に対する暴力をなくす運動期間

相談機関のお知らせ

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力・性犯罪・売春・買春・人身取引・セクシャルハラスメント・ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の尊厳を著しく侵害するものです。

11月12日から25日までの2週間

は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

問題に関する取組を一層強化

し、女性の尊厳を重んずるための意識啓発を図ることを目的とします。

▼問合せ先
健康福祉課 福祉室

☎ 26・2247 (直通)

▼相談専用電話
群馬県女性相談センター

☎ 027・261・4466

▼相談時間

平日 9時～20時

土日祝日 13時～17時

※毎週水曜日の13時～14時30分

は弁護士によるDV法律電話相談

(弁護士相談のみ要予約)

秘密は厳守します。つらい思

いをしてる女性のみなさん、是非ご相談ください。

ふるさと納税ありがとうございます

桑原純太様より150万円のふるさと納税(寄附金)をいただきました。

寄附金は、町の福祉・教育・まちづくりなどに充当させていただきます。



新教育委員会の体制をお知らせします

教育委員長の今井久美子さんが9月30日で任期満了となりました。これに伴い9月定例議会で、竹内邦夫さんが議会の同意を得て、10月1日付で教育委員に任命されました。

また、臨時教育委員会が10月1日に開催され、飯塚満さんが教育委員長に選任されました。

委員長	飯塚 満	職務代行者	名塚 和彦
教育委員	武藤 さゆり	教育委員	竹内 邦夫
教育長	大沢 清		(敬称略)



教育委員 竹内邦夫さん



教育委員 飯塚満さん

「ぐんま緑の県民税」 県民意見交換会

群馬県土の3分の2を占める森林は、県民共有の財産です。守り、育て、次世代に引き継いでいくため、県民税均等割りの超過課税として「ぐんま緑の県民税（通称）」を平成26年4月から導入します。

「ぐんま緑の県民税」について皆さんの意見交換会を開催します。

使い途や税率、課税方法などについての説明や、森林・里親保全などに取り組む団体などの活動を紹介します。

▼期日 12月7日(土)

▼時間 午後2時～3時30分

▼場所 高崎合同庁舎402会議室

▼申込締切 12月2日(月)

▼定員 先着100人

▼申込・問合せ先

県庁林政課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

☎027-226-3211

FAX027-223-0154

☑rinseika@pref.gunma.jp

参加者全員の氏名、電話番号をお知らせください。

税務室から お知らせ

登記していない家屋
取り壊したら
役場に届出を

登記していない家屋を取り壊した人は、財務課税務室に「家屋滅失届」を提出してください。後日、職員が現地を確認させていただきます。

また、登記されていない家屋の所有者が変更になったときは、「未登記家屋に関する報告書」を提出してください。

なお、それぞれの書式は税務室に用意してあるほか、町ホームページから印刷することもできます。

不明な点がありましたら、お問合わせください。

▼問合せ先

税務室 固定資産税担当
☎26・2237 (直通)

差押えた不動産
公売を実施します

不動産の公売を、県および中部県民局管内の市町村と同一の時間、会場において合同で実施します。

物件などの概要・詳細は、広報よしおか9月号、財務課税務室窓口の公売予定物件案内、または町ホームページをご覧ください。なお、吉岡町-3は公売中止となりました。

※物件によっては、公売が中止されることがあります。

▼期日 11月26日(土)

▼場所

群馬県前橋合同庁舎敷地内
群馬県地域防災センター(前橋市上細井町2142-1)

▼問合せ先

税務室 徴収担当
☎26・2238 (直通)

☑http://www.town.yoshioka.gunma.jp/